

民事訴訟法ゼミナール

教 授 小池 和彦

〈ゼミナールの目的・到達目標〉

民事の紛争がどのような仕組みや手続で解決されるのか（訴訟、仲裁、調停、和解など）？民法などの実体法上の権利義務が、どのように確定され、実現されてゆくのか？裁判所はどのような役割を果たしているのか？、などを一緒に考えよう、というゼミである。勉強の対象となるのは、主として、民法、裁判所法、民事訴訟法、民事執行法、破産法などといった法律である。

〈ゼミの内容、進め方〉

- ① 2年次ではまず民法の知識を確認したうえで、民事訴訟法を扱い、3年次夏休み前後からはゼミナール大会での発表に向け共同作業をする。4年次では各自のテーマで各自にゼミ論（卒論に相当）を書き上げてもらうことになる。
- ② ゼミにおいては事前に与えられた課題について担当ゼミ生にレジメ・レポートを用意したうえで発表してもらい、その発表に対して全員で質疑応答するという形式を中心とする予定である。

〈ゼミの年間スケジュール〉

- ① ゼミの公式行事としては、合宿、最高裁判所見学、（東京）地裁法廷傍聴などを予定している。
- ② 3年次では、ゼミナール大会（11月ないし12月）での発表は必須である。
- ③ 4年次では、ゼミ論（卒論に相当）の作成・提出（1月）を義務づけている。
- ④ その他の行事はほぼゼミ生に任せている。例年は、新歓、追いコンなどが企画されている。

〈成績評価〉

- ① 2年次では平常点で評価する（すなわち、出席、予習・復習、発言内容、レポート、レジメなどを総合的に評価する）。ゼミⅠで4単位。
- ② 3年次ではこれに加えて、ゼミナール大会での発表やその準備作業をも評価対象とする。ゼミⅡで4単位。
- ③ 4年次では最終的にゼミ論を作成・提出してもらうことになるが、その内容ならびにその作成過程なども評価対象とする。ゼミⅢ、ゼミⅣで各2単位。ただし、ゼミⅢはゼミⅣ（ゼミ論の作成提出）が前提となることに注意して欲しい。

〈求めるゼミ生像〉

上で述べたゼミ活動を理解し、その活動に熱意をもって取り組むことのできるゼミ生を求める。

〈選抜方法〉

以下の3点①②③を総合的に判断して入ゼミを決定する。

- ① ゼミ申込書の各記載内容（⇒記載内容・書き方も評価対象となる）
- ② 作文（800字程度。ワープロ書き。テーマは各自設定して良い。提出方法は、学部の指示に従うが、ゼミ申込書とともに提出すること。テーマは各自設定して良いが、裁判所のHPが参考になるだろう；
<http://www.courts.go.jp/>）
- ③ 原則として面接実施予定。

なお、面接日程や実施の有無については、掲示を参照すること。

〈募集人数〉

10名以内を予定している。

〈教員からのお知らせ〉

現在サバティカル中なので、ゼミの募集時期や面接実施日時については掲示に注意して欲しい。